

師走の候 宮崎県防衛協会 青年部会 宮崎支部会員の皆様には、恙なくお過ごしのこととお慶び申し上げます。 また皆様には今年 1 年間、当支部運営に際して多大なるご尽力を賜り、この場をお借りして改めての感謝を申し上げる次第です。

さて先月 9 日は「天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典」列席のため皇居前広場に参集し、寒天のもと安倍首相や各界ご来賓のご挨拶、また嵐などが歌う奉祝曲を拝聴させて頂きました。

18 時過ぎには両陛下も二重橋までお出ましになり、陛下の前で君が代を合唱すると云う希少な体験をさせて頂きましたが、全ての行事が終了しお帰りになる両陛下への万歳は幾度無く繰り返され、その都度振り返られる天皇陛下と雅子皇后の頬をつたう涙が大変印象的でした。

そして 23 日は川南護国神社の空挺慰霊祭に参列し、川南地区出身のご英霊六百余柱、陸軍落下傘部隊のご英霊一万二千余柱に哀悼の誠を捧げ、昇殿参拝後玉串奉奠を致しました。

第一空挺団三塚副団長以下 10 名前後の隊員も、遠く習志野から凜々しい新制服姿でご臨席を賜り、慰霊祭に華を添えて頂いたところです。

臨時国会の会期末も近いというのに、野党は「桜を見る会」のあら探しに血道を上げて騒いであり、憲法審査会どころか全ての国会審議も応じないとの政治姿勢に本当に呆れています。

そんな折、28 日の産経新聞でも報道されましたが、その前日の 27 日参議院会館で開催されました「憲法を国民の手に！」言論人フォーラム記者会見に立ち会い「緊急声明」を入手しましたので、是非ともご一読賜れば幸いです。

またHanada—2020 年 1 月号「百田尚樹・憂国の大演説」コピーは 11 月 10 日、宮崎県第 2 選挙区支部国民投票連絡会議・日本会議宮崎県北支部主催のもと、延岡で約 1000 人の聴衆を集めての講演を整理・再録したようですから、大変面白い内容となっています。

なぜ憲法改正が必要なのかと云うことが判りやすく書いてありますので、下記の一文と併せて読んで頂ければ、皆様の一層の理解が深まるかと存じます。

・「自衛隊は憲法 9 条に違反していない」という虚構

(静岡県立大学グローバル地域センター特任助教・西恭之)

自衛隊が憲法第 9 条の禁止する軍隊ではないとする政府見解は、自衛隊と「通常の観念で考

えられる軍隊」という概念を対置している。

例えば、1990 年の湾岸危機当時、第二次海部内閣は自衛隊海外派遣を可能にする国連平和協力法案を提出して廃案となったが、その審議中、**中山太郎外相**は、派遣される自衛官の身分に関する質問に対し、次のとおり答弁した。

「自衛隊は、憲法上必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の厳しい制約を課せられております。**通常の観念**で考えられます**軍隊ではありませんが、国際法上は軍隊**として取り扱われておりまして、**自衛官は軍隊の構成員**に該当いたします」(衆院本会議、平成 2 年 10 月 18 日、日笠勝之議員〈公明党〉に対する答弁)

政府見解の論理では、この「**通常の観念**で考えられる軍隊」は、**国際法規と無関係**に定義できるはずだが、**政府がその定義を示したことはない**。

それも当然のことで、現代の軍隊の**定義は国際法規に求めるほかない**。憲法は軍隊について、日本国が保持しない戦力の例としてしか言及していないし、憲法前文の**国際協調主義**の趣旨に照らせば、**外国人に行使することのできる(またはできない)武力を定義**する際に、国際法規に依拠しないわけにはいかないからだ。

武力の行使を制限する**国際法規は、軍隊を定義している**。**国際人道法**は、戦闘不能になった要員や敵対行為に参加していない個人を保護することと、敵を害する方法と手段を制約することを目的とする国際法規である。この目的のため、19 世紀後半以後の国際人道法は、人類をまず戦闘員と非戦闘員に二分し、非戦闘員は攻撃目標にしないことを最大の原則としている。

国際人道法の代表的な条約は、ジュネーヴ諸条約とその追加議定書である。ジュネーヴ諸条約第一追加議定書は、「紛争当事者の**軍隊**は、部下の行動について当該紛争当事者に対して**責任を負う司令部の下にある組織され及び武装したすべての兵力、集団及び部隊から成る**」と定義している。

軍隊の構成員は、衛生要員と宗教要員を除いて「**戦闘員**であり、すなわち、**敵対行為に直接参加する権利**」をもつ。対照的に、非戦闘員は、攻撃目標にされない権利と同時に、敵対行為に直

接参加しない義務がある。

したがって、**国際人道法上の戦闘員と非戦闘員の権利・義務を無視して実力組織を編成し、外国軍と戦闘させるなら、たとえ「自衛のため必要最小限度の実力組織」が国内で戦う場合であっても戦争犯罪となる。**それは日本国憲法の国際協調主義の趣旨に反するので、政府は自衛隊が国際法上の軍隊として扱われており、自衛官が軍隊の構成員に該当することを認めている。

軍隊を定義した第一追加議定書は、1977年に採択され、2013年までに174か国が批准した。日本は、有事関連7法の制定と同時に、2004年に批准した。米国、イラン、パキстанは署名したが批准していない。イスラエル、インド、インドネシア、トルコなどは署名していない。これらの国が署名・批准しない理由は、第一追加議定書が、紛争当事者の定義を国家以外の武装勢力にも広げているからであって、軍隊そのものの定義に反対しているからではない。

要するに、現代では**国際法規を離れて「通常の観念で考えられる軍隊」はありえないので、自衛隊が国際法上の軍隊だが「通常の観念で考えられる軍隊」ではなく、したがって憲法第9条に違反しないとする見解は、矛盾している。**以上

今年も後1ヶ月を残すのみとなり、我々庶民は月日の流れの早さに慌てふためく毎日ですが、この度の一連のお御代替わりの様々な行事に関わり合わせて頂きながら、改めて天皇陛下や日本国、そして日本人としての歴史の重さや繋がり等を痛感させられました。

さらに11月10日の祝賀パレードの12万人と云う人混みも実感し、国民に慕われる天皇の存在がどれだけ我々の心の支えになっているのかも思い知らされた次第です。

令和2年が皆様に取りまして素晴らしい一年であることを祈念致します。

令和元年12月1日

宮崎県防衛協会 青年部会 宮崎支部長 小 倉 和 彦